

# 選手村地区エネルギー事業・事業実施方針

## 質問回答書及び意見概要

平成29年4月

東京都都市整備局

選手村地区エネルギー事業・事業実施方針  
質問回答書及び意見概要

質問回答

番号	項目	該当箇所						質問	回答
		頁	第	数	(数)	カ	(力)		
1	プレゼンテーション事業について	1	1	2	2			プレゼンテーション事業の主体者は東京都であり、その仕様決定・実施の責任は都に帰するとの認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	プレゼンテーション事業について	1	1	2	2			プレゼンテーション事業に供する「一部設備」を大会前に先行して導入することについて、以下の認識で宜しいでしょうか。 (ア) 追加費用は都の事業として負担 (イ) 「一部設備」の大会後の一時撤去、現況復旧、本設地への移設・機能の復帰に至る費用は都の事業として負担 (ウ) 保守・運営に関する費用は都の事業として負担	仮設施設の撤去・再設置費用などについては、プレゼンテーション事業に要する費用として東京都が負担する予定です。 プレゼンテーション事業で利用し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後にも利用する施設・設備の設置費用は、事業者の負担を想定しています。 保守・運営に関する費用については、東京都と事業者とで負担することを想定しています。その他、基本的な考え方については、募集要項等公表時にお示しします。
3	プレゼンテーション事業について	1	1	2	2			プレゼンテーション事業、大会後の事業とそれぞれ東京都のどの局が主体になるのでしょうか。	都市整備局が事業推進の主体となりますが、関係各局と連携して進めていきます。
4	事業対象地について	2	1	3	2			・仮設ステーションの用地はいつごろ確定し公表されるのか。「募集要項」に明記されるのか。 ・(大会後の)事業用地は一括賃借か。(分割は不可能なのか) ・公募前に確定しなかった場合、その仮設の水素ステーションは何を基にしてプランニングをすればよいのか。	仮設施設・設備整備用地については、おおよその面積や形状を募集要項等公表時にお示しします。 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後の整備用地のうち、水素ステーション整備用地については、一括での貸付となります。
5	事業対象地について	2	1	3	2	ア		・賃料水準も審査項目に入るのか。(借地料について応募者が要望額を都に提示する、という意味なのか。)	借地料の水準も評価対象に含めます。審査基準については、募集要項等公表時にお示しします。
6	事業対象地について	2	1	3	2	イ		・仮設ステーションの用地の使用に関する契約形態・契約条件についてはどうなるのか。	プレゼンテーション事業で使用する土地については、実施主体である東京都が確保する予定であり、事業者による土地代の負担は想定していません。募集要項等公表時に基本的な考え方をお示しします。
7	プレゼンテーション事業について	2	1	4	1	ウ		プレゼンテーション事業へ協力するに当たり、条件により協力実施の可否判断が異なってくるため、プレゼンテーション事業の内容、エネルギー事業として後利用される設備、後利用されない設備の明確化、エネルギー事業者の所掌範囲、費用負担などの条件項目を明示願いたい。 また、エネルギー事業者は、プレゼンテーション事業の実施内容に対し、可能な限り協力をするものとするが、その内容により、エネルギー事業者から意見、要望、協議、若しくはものにより協力の拒否などを行う事が可能か？ また、最終的にプレゼンテーション事業の実施内容を決定する決定機関が何処になるかをご教示願いたい。	プレゼンテーション事業の概要は、本年3月に公表した「選手村地区エネルギー整備計画」にお示ししています。 エネルギー事業として、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後にどのような設備を導入するかは、事業者の提案によります。プレゼンテーション事業では、大会後に利用する設備として事業者に整備していただく設備の一部を利用し、大会後に導入の予定が無い設備については、東京都の負担により、別途、調達します。費用負担については、No.2の回答を参照してください。その他基本的な考え方については募集要項等公表時にお示しします。 なお、プレゼンテーション事業は、東京都が実施主体であるため、その実施内容については、事業者及び関係機関と協議の上、東京都が決定します。
8	プレゼンテーション事業	2	1	4	1	ウ		プレゼンテーション事業への協力とありますが、実施主体は東京都との認識で良いのでしょうか？ 内容については検討中とのことであるが、事業期間、事業終了後の仮設水素供給施設・設備の取扱い(解体・撤去?)さらに、事業費用の負担等協力内容について募集要項等に詳細に記載があるとの認識で良いでしょうか？	実施主体に関しては、ご理解の通りです。 プレゼンテーション事業の内容については、No.2、No.6及びNo.7の回答を参照してください。
9	プレゼンテーション事業について	2	1	4	1	ウ		・プレゼンテーション事業については、いつごろまでにその事業内容、役割分担、費用負担の前提をご提示いただけるのか。 (応募要項にどこまで記載がされる予定なのか。)	No.2、No.6及びNo.7の回答を参照してください。

選手村地区エネルギー事業・事業実施方針  
質問回答書及び意見概要

番号	項目	該当箇所						質問	回答
		頁	第	数	(数)	カ	(力)		
10	プレゼンテーション事業について	2	1	4	1	ウ		No.1の回答のとおり、プレゼンテーション事業の実施主体は東京都です。水素販売価格や営業時間等に関する事項は、事業者決定後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の関係機関等との協議を踏まえ、決定していく予定です。	
11	水素導管の取り扱いについて	2	1	4	2	ウ		事業終了後(土地貸与20年経過時)の水素導管の処理方法として、撤去・復旧が前提になるのか？他の選択肢を提案できるでしょうか。	
12	プレゼンテーション事業について	3	1	3	2	イ		東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の7月から9月をメインに考えていますが、その前後の期間においても実施を検討しています。	
13	事業の提案について	3	1	4	2		選手村地区エネルギー整備計画および、事業実施条件等に記載の内容に対し、事業者の判断により、記載されている内容と一部異なった提案を行う事が可能か？ もしくは事業者採択後に、事業者の判断による計画変更が可能か？ 事業者判断により変更する事が許されない必達条件がある場合は、その条件項目を明示願いたい。	募集要項等に記載の条件に基づき提案を行っていただきます。 事業者決定後、合理的理由により計画変更の協議が必要と判断される場合においては、協議の上その対応方針及び詳細について判断します。	
14	プレゼンテーション事業について	3	1	4	2	ア		「事業者は、水素ステーション整備用地とは別の用地においてプレゼンテーション事業実施時に使用する仮設水素供給施設・設備の整備等を行う。」とあるが、たとえば仮設ST以外の場所にインフォメーション施設を設置することも検討が可能なのか。	現時点では、同敷地内で車両供給用の仮設水素供給施設・設備とインフォメーション施設とを設置する想定です。
15	仮設水素供給施設・設備の整備について	3	1	4	2	ア		「A. 街区供給施設」と公道下に埋設した導管との接続部の取り合い仕様を提示いただけないでしょうか。	募集要項等公表時にお示しします。
16	水素供給設備の保安処置について	4	1	4	1			「水素の導管による供給における保安措置」について、採用する手法は保安と運用、経済性の観点等も踏まえて、事業者の判断で宜しいでしょうか？併せてプレゼンテーション事業においても、大会後の事業実施主体である事業者による判断が優先されると考えて宜しいでしょうか。	採用する手法は、関係法令を所管する機関の了解を得た上で判断する必要があります。プレゼンテーション事業においても同様です。
17	事業実施条件等について	5	2					・大会前/大会中および大会後において、ステーションの仕様・機器能力やレイアウト、建設費、事業収支などのプランニングし提案するにあたり、前提となる需要計画(例:バスの来店台数など)は、いつ確定し公表されるのか。 ・もし、上記前提が「募集要項」にて提示されたとしても、実際の需要者との協議は平成30年頃までに仮合意(P7記載)となっている。 その仮合意の内容によっては、公募時に提案した計画や収支想定とは内容が大きく異なってくる事となるが、それは問題ないのか。	最終的に供給条件が確定するのは事業者決定後となりますが、募集要項等公表時に提案にあたっての条件をお示しします。また、事業者決定後の協議の進め方や協議不調時の取扱いについても、募集要項等公表時にお示しします。
18	規制緩和について	5	2	1	2			水素ステーション設置に向けて、国と規制緩和(公道との保安距離や使用可能な材質の拡大等)について、どのような調整が図られているか。また、選手村地区については経済特区、行政特区など国との連携についてどのような検討をされているのか、最近の規制見直しの状況についてご教示願います。具体的には、平成27年3月12日経済産業省商務流通保安グループ・高圧ガス保安室にて開示されています。「新たな時代の要請に対応した規制見直しの状況について(水素・燃料電池自動車等)の実現性について、具体的に運用開始スケジュールを明確にしてほしい。	規制見直しの詳細については、経済産業省で検討しており、東京都からお答えすることはできません。
19	防災管理について	6	2	2	3			都が防潮堤を撤去するとありますが、水素ステーションは、埋立地である海拔ゼロメートル地点に位置する施設であることを考える時、台風や大雨による上げ潮時、地震などの津波到来時の防災をどのように考えておられますか。	東京都では現在、晴海五丁目の外周部に新たな防潮堤を整備しており、水素ステーション整備用地に現存する防潮堤については、この新たな防潮堤が完成した後、撤去することとしています。このため、本用地について防潮機能等に支障が出ることはありません。

選手村地区エネルギー事業・事業実施方針  
質問回答書及び意見概要

番号	項目	該当箇所						質問	回答
		頁	第	数	(数)	カ	(力)		
20	防災管理について	6	2	2	3			事業計画実施方針には、災害時の安全対策には一切記載がありません。防潮堤を取り除くと記載されているだけです。選手村エネルギー整備計画P7①にあるように、今後大規模な首都直下型地震の発生確率30年以内に70%と予測されています。施設の上げ潮による水没時、地震の災害時、土壌が液状化された状態の中、爆発の可能性などの説明解説、注意事項などへの言及も皆無であります。危険性の都民への告知、周知はどのように行われますか。	都民の方、地元住民の方へは、東京都と事業者とで連携してご説明していく予定です。
21	防災管理費用について	6	2	2	3			事業計画実施方針には、災害時の安全対策には一切記載がありません。防潮堤を取り除くと記載されているだけです。選手村エネルギー整備計画P7①にあるように、今後大規模な首都直下型地震の発生確率30年以内に70%と予測されるなか、水素ガスのパイプラインの施工とその安全管理費用は膨大なものになるのではないのでしょうか。水素パイプラインの維持と安全管理と災害時の防災のため、施設運用中ずっと必要になる費用は概算年間いくらかかりますか。	本事業の実施に当たり必要となる維持費や安全管理費等の費用は、事業者にて検討してください。
22	用地の貸付について	6	2	2	1 2 3			・陸上防潮堤の件であるが、STの杭打ち工事等の影響で地中部分の撤去が必要な場合には事業者が負担するのか。またその場合、定借期間が終了し、原状回復での返還する際は、どうするのか。	水素ステーション工事のために必要となる陸上防潮堤地中部分の撤去は、事業者負担での実施を想定していますが、定期借地期間終了時に原状回復として再設置していただく必要はありません。募集要項等公表時に基本的な考え方を示します。
23	用地の貸付について	6	2	2	1 2 3			・防潮堤部分を除いた敷地を賃借することは可能か。	防潮堤部分を含む4,864.53㎡を水素ステーション整備用地として一括で貸し付けます。
24	用地の貸付について	6	2	2	1 2 3			・事前に都による撤去をお願いすることはできないのか。	事業用定期借地権設定契約締結前に、東京都において地上部分のみ撤去します。
25	用地の貸付について	6	2	2	1 2 3			・事業用地および仮設ステーション用地の賃借に際し、万が一、地中障害物や土壌汚染等が発見された場合、都の責任において適切に処理していただけるか。	募集要項等公表時にお示しします。
26	水素導管の行政手続きについて	7	2	3	4			パイプライン建設に至る諸手続きにつき、東京都の関係局からのご支援をいただくことを前提としてよろしいでしょうか。	事業実施に当たり必要となる関係機関との協議は、事業者が主体となり実施していただきますが、東京都も必要に応じて協力します。
27	水素導管の先行整備に関する事業者への保証について	7	2	3	4 5			H30年締結される事業実施条件に関する仮合意につき、不測の事態等で合意に至らなかった場合、事業者側に責が無く、都もしくは関係者、社会情勢等に起因して事業検討の継続が不可能になった場合、事業予定者の期間であるH29年9～12月頃着工の導管敷設に関する費用は、都によって賠償頂けるのでしょうか。	仮合意にあたっての協議の不調、社会情勢等に起因して事業継続が困難になった場合等の取扱いについては、募集要項等公表時にお示しします。
28	スケジュールについて	7	2	3				大会前から大会時に受け入れたFCバス需要について、大会後の移設期間には給水素ができなくなる空白期間が発生する。その期間の代替給水素はどのように考えるのか。また、仮設STは機能が限定的になると思われるが、その間の不足能力分についてはその代替をどう考えればよいのか。もし、周辺の別の事業者が代替して水素を供給する場合の、都ならびに需要者との契約関係はどのように整理されているのか。	本事業として燃料電池バス等へ給水素を実施するのは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後を予定しています。大会前及び大会期間中には、プレゼンテーション事業としての給水素は限定的な実施となる予定であり、当該仮設ステーションで受入困難な車両への給水素は、周辺の他の水素ステーションで受入れることを想定しています。その他基本的な考え方は募集要項等公表時にお示しします。

選手村地区エネルギー事業・事業実施方針  
質問回答書及び意見概要

番号	項目	該当箇所						質問	回答
		頁	第	数	(数)	カ	(力)		
29	応募者資格について	9	3	3	1			グループにて応募をする場合は、応募段階で正式な企業体として成立している必要があるか？	応募者は、資格要件を満たす者又は資格要件を満たす者を含むグループとする予定です。応募段階で正式な企業体を組成していることは必須要件とはいたしません。
30	応募者資格について	9	3	3	2			応募時点でグループに参画している企業が、採択後に脱退する場合の取扱いはどうなるか？また、その逆に応募時点でグループに参画していない企業が、採択後に参画するとなった場合の取扱いはどうなるか？	応募グループの構成員の変更は原則として認めません。詳細は募集要項等公表時にお示しします。
31	応募者資格について	9	3	3	2			グループで応募する場合は、すべての参加企業が資格要件を満たしていなくとも、グループ全体として資格要件を満たしていれば参加資格ありと見做されるか？	ご理解の通りです。詳細は募集要項等公表時にお示しします。
32	応募者資格要件について	9	3	3				・グループとして応募する際、応募時に法人格になっている必要があるのか。また、メンバー会社について採択後の追加・削除等は可能なのか。	No.30及びNo.31の回答を参照してください。
33	応募者資格要件について	9	3	3				・水素ST事業は当面黒字化が見通せない事業であるが、事業計画を策定するうえで黒字化というものが絶対条件になるのか。	提案に委ねますが、東京都に対して事業期間を通じて提案借地料の支払いをしていただくことが前提となります。
34	提案内容について	10	3	4	3			応募時点で未確定な事項については、仮定条件を応募者が設定し、この仮定条件をもとに事業実施計画、事業収支計画をたてて応募することで良いか？	募集要項等公表時に提案にあたっての条件をお示しします。そこに規定されていない項目については、事業者の提案に委ねます。
35	提案内容について	10	3	4	3			応募時点で設定した仮定条件に対して、事業者の採択後に、実際の条件が大幅に乖離し、想定していた事業の成立が困難であると判断される場合、事業の撤退等、こういった取扱いになるか？	No.27の回答を参照してください。
36	審査項目について	10	3	4	3			・事業の収支実績や販売実績等は、事業期間中または終了後に公表されるのか。	現時点で公表する予定はありません。
37	エネルギーマネジメントについて【全般について】							エネルギーマネジメントの実施者は、今回公募されるエネルギー事業者とは別途選定されるということで宜しいでしょうか。	今回公募するエネルギー事業者とは別の実施主体を考えています。
38	純水素燃料電池について【計画書23ページの(ウ)純水素燃料電池について】							「エネルギー需要のピークカット」と計画書に記載されているが、ピークカットに必要な電力量、時間等を提示頂けないでしょうか。	現時点ではお示しできません。エネルギーマネジメントの実施主体は未定です。
39	熱の供給について【計画書27ページの(3)熱供給について】							(燃料電池等の)「熱についても有効利用を図る」とあるが、住宅側との設計等必要な情報を提示いただけないでしょうか。	募集要項等公表時にお示しします。

選手村地区エネルギー事業・事業実施方針  
質問回答書及び意見概要

意見概要

番号	項目	意見
1	プレゼンテーション事業内容について	事業者による当該事業に関する宣伝やステーションでの自社商標使用を認めていただきたい。
2		事業実施にあたり必要な行政対応、関係機関との協議については、事業主体である東京都にて主体的に実施していただきたい。
3		公募条件にて、実施内容について明確に記載してほしい。
4		車両供給用の水素を自然エネルギー（植物発電等）で作った完全CO2フリーエネルギーによってまかない、プレゼンテーションを行うことでインパクトのある発信になるのではないかと。
5	事業実施条件について	提案時に想定した補助制度が活用できなくなった場合に、東京都と協議の上、事業推進の継続可否、仕様の変更を判断できるような仕組みとしてほしい。
6		事業者が際限なく負担を継続するリスクを回避できるよう、事業開始後10年程度経過時に東京都と協議の上、事業終了の判断ができる仕組みとしてほしい。
7		事業期間及び期間中の事業中止の条件について示してほしい。
8		車両乗入口に関する交通管理者との調整の結果、当初応募者が想定した形態が実現しなかった場合について、契約の停止条件とすることを検討してほしい。
9		今後の検討事項や課題、未確定事項が多い状況での公募となった場合、事業者決定後に当初計画を大幅に見直す必要も出てくると思われるが、東京都においては柔軟な対応をお願いしたい。
10		清掃工場排熱を利用した住宅向けの熱供給事業は、清掃工場の改造費用を含めた投資規模が大きく、また課金管理等が煩雑となることもあり、採算性が厳しい事業であると認識している。「中央清掃工場の排熱を利用した熱供給事業」の実施は応募条件としないか、もしくは、「水素ステーション等の整備・運営」に関する事業とは切り分けて別途公募していただきたい。
11	その他	公募前に、東京都だけではなく国を含めた支援策（補助金制度）の内容について明確にいただきたい。
12		事業環境に関する重要な課題があれば、東京都にて公募前に解決・完了していただきたい。（周辺住民対策、土壌対策、2020大会組織委員会等の関係者と車両通行ならびに用地使用についての調整など）
13		エネルギーマネジメントの協力の内容について、募集要項に詳細な記載をしていただきたい。
14		水素パイプラインの施工・運用においては、危険性と利便性の情報開示を徹底して行い、都民の理解と協力を得る必要がある。